

令和3年(ネ)第2603号

控訴人 半澤一宣

被控訴人 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書(その6)

2021(令和3)年8月19日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人 半澤一宣

この証拠説明書の表題を(その6)としたのは、第1審で(その5)までを提出済みのため、その続き番号としたものです。書証番号についても同様です。

甲50号証

標目 : 喫煙室及び非喫煙場所における室内空気中たばこ煙由来化学物質濃度の実態調査(写し)

作成日 : 2011(平成23)年

作成者 : 大貫文、齋藤育江、多田宇宏、保坂三継、中江大

立証趣旨 : 一般社団法人「室内環境学会」の会報『室内環境』2011年14巻1号43~50頁に収録された調査報告書です。

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルプラットフォーム「J-STAGE」(科学技術情報発信・流通総合システム)で公開されています。

書誌情報

https://www.jstage.jst.go.jp/article/siej/14/1/14_43/_article/-char/ja/

本文PDF

https://www.jstage.jst.go.jp/article/siej/14/1/14_43/_pdf/-char/ja

2005(平成17)~2006(平成18)年に、喫煙室を設置しているオフィスビル26ヶ所で、タバコ煙に由来する有害物質の濃度を、同一フロアの喫煙室内・喫煙室近傍・喫煙室から離れた禁煙の事務室内の3ヶ所で測定・比較した調査の結果を掲載しています。

原書の頁番号とは別に書証としての頁番号を各頁の右上に追記しています。

原書の頁番号48頁(書証としての頁番号6頁)の右段19行目からの段落で、禁煙の事務室内で三次喫煙(thirdhand smoke)含む受動喫煙の発生が認められた旨の記述があります。

喫煙室(喫煙ルーム)を設置した屋内施設で三次喫煙を含む受動喫煙が発生するのは一般的な現象であって、新幹線列車内も例外ではないことの証拠として提出します。

甲51号証

標目 : 移動物体手法による喫煙室の煙濃度移流拡散解析 その1 スライド式ドア・ヒンジ式ドアの喫煙室シミュレーション(写し)

作成日 : 2019(令和元)年

作成者 : アプリティブ アプライティ、阪田升、高橋裕子

立証趣旨 : 公益社団法人「空気調和・衛生工学会」が2019(令和元)年9月18~20日に札幌市で開催した研究大会での学術講演論文集に収録されている文書です。これも国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する電子ジャーナルプラットフォーム「J-STAGE」(科学技術情報発信・流通総合システム)で公開されています。

書誌情報

https://www.jstage.jst.go.jp/article/shasetaikai/2019.7/0/2019.7_141/_article/-char/ja

本文PDF

https://www.jstage.jst.go.jp/article/shasetaikai/2019.7/0/2019.7_141/_pdf/-char/ja

原書の頁番号とは別に書証としての頁番号を各頁の右上に追記しています。原書の頁番号142頁(書証としての頁番号2頁)の「3.スライド式ドア喫煙室のシミュレーション結果」の項目で、人が喫煙室から退出する際に、喫煙室内の(室内に浮遊しているタバコ煙を含んだ)空気が、退出する人に引きずられるようにして室外へと漏れる様子を、コンピューターでシミュレーションした結果を紹介しています。

このシミュレーションでは、喫煙室内を減圧状態とする、すなわち常に室外から室内へと向かう気流が発生するよう考慮した初期設定とはしていません。これはシミュレーションを行ったのが、喫煙室の設置要件を定めた厚生労働省通達(甲37号証)が発出される直前だったためだと思われます。

しかしこうした設定であっても、喫煙室から退出する「人体の後方には歩行速度(原書の頁番号141頁(書証としての頁番号1頁)右段9行目に0.4メートル毎秒と記載)と同程度の気流が発生して」いることを、この報告書では指摘しています。

被控訴人らは【乙2~4号証】で、新幹線列車内の(無人状態の)喫煙ルームでは室外から室内に向かって0.2メートル毎秒以上の気流が発生している旨を主張しています。

しかし、上記のシミュレーション結果から被控訴人が言う0.2メートル毎秒を差し引いても、人が喫煙ルームから退出する際には、室内から室外方向へ0.2メートル毎秒程度の気流が発生していることになる計算です。

被控訴人が、車両基地で、無人の(喫煙ルームへの人の出入りが全く無い)列車内での測定データを根拠として、新幹線列車内の喫煙ルームは健康増進法第33条で定める設置要件を満たしているから適法である旨を主張していることと、原判決が被控訴人らの主張を認めていることとが、いずれも科学的に間違った不当なものであることの証拠として提出します。

甲52号証

標目 : 東海道～山陽～九州新幹線における乳幼児・病弱者向け設備の設置状況
(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月14日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 本件訴訟の第1審の判決書では、9頁の3～4行目に「受動喫煙による健康への影響が大きい子供や患者等が利用する場所では受動喫煙対策を徹底的に行うべき必要性を指摘した記述があります。

東海道～山陽～九州新幹線では、この「子供や患者等が利用する場所」に該当するのが何号車と何号車であるかを、乳幼児や患者向けの設備の設置状況の調査を通して明らかにした報告書です。

乳幼児向けの設備であるベビーベッド(おむつ交換台)が、16両編成の列車では8ヶ所(8両編成の列車では4ヶ所)あるトイレのすべてに設置されていることを示す写真(一部を除いて号車番号の案内表示も一緒に写し込んだもの)を収録しました。

また東海道～山陽新幹線の最新型車両のN700Sでは、3・11・15号車の3ヶ所に授乳室が設置されましたが、それらがいずれも喫煙ルームの向かいや並びに位置することを示す写真も収録しました。

更に患者(体調が思わしくない人)向けの設備である多目的室も、すべての列車に1ヶ所(16両編成列車では11号車に、8両編成列車では7号車に)設置されていることを示す写真も収録しました。

これにより、1号車から16号車または8号車までのすべての車両が「子供や患者等が利用する場所」すなわち「受動喫煙対策を徹底的に行うべき必要性がある車両であることが明らかになったと言えます。

1審判決での「新幹線列車内での受動喫煙防止対策は喫煙ルームを設置すれば十分である」旨の判断が間違いであることの証拠として提出します。

なお本報告書は本件訴訟の書証としてだけでなく、新幹線の車内設備の案内として広く一般にも公開することを想定した構成・記述としています。喫煙ルームを設置していない、列車内完全禁煙の車両(700系レールスターと800系)も収録しているのは、そのためです。

甲53号証

標目 : ハローキティ新幹線の編成番号の表記(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月14日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : この書面の7頁で説明する【甲61～63号証】の動画を撮影した列車「ハローキティ新幹線」の車両の編成番号(被控訴人らが車両を特定するために使用している業務用の符号のこと)が「V2」であることを示す写真です。

控訴人が【甲61～63号証】の動画を撮影した車両が、被控訴人JR西日本が【乙2号証】の2頁に結果を掲載した気流測定実験を行ったのと同じ車両であることの証拠として提出します。

甲54号証

標目 : 新幹線の喫煙ルームの出入口付近での気流の乱れを示す写真(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月14日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : この書面の6~7頁で説明する【甲58~63号証】の動画から、喫煙ルームの外(通路)の床に紙吹雪が散乱した様子を映した画面をコピーし、紙吹雪を丸印で囲むことでわかりやすく示した写真です。
【甲58~63号証】を補完する目的で提出します。

甲55号証

標目 : 喫煙ルームの気流の乱れの実験の際に使用した乗車券類(原本)

作成日 : 2021(令和3)年8月14日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : この書面の6~7頁で説明する【甲58~63号証】の動画を撮影した際の乗車に使用した乗車券と新幹線特急券の写しです。
控訴人が当該列車に有効な乗車券類を購入・所持して、確かに乗車していたことの証拠として、念のため提出しておきます。

以下の【甲56～63号証】はいずれも動画としてDVDに収録してあります。
裁判所の担当書記官の指示により、いずれも Windows Media Player で再生可能なファイル形式(.mov)としてあります。
念のため Windows セキュリティとマカフィーリブセーフで二重にウィルスチェックを行ってあります。
このうち【甲58～63号証】では雑音がかなり大きな音量で入っていますので、Windows Media Player の音量を小さくしてから再生することをお勧めします。
送達中の衝撃でDVDが損傷したなどのため再生(視聴)できない場合は送り直しますので、控訴人までお知らせください。

甲56号証

標目 : 喫煙後の呼気に含まれるタバコの煙(写し)
作成日 : 2012(平成24)年2月9日(動画ファイルのプロパティによる)
作成者 : 大和浩
立証趣旨 : 産業医科大学(福岡県北九州市)の大和浩教授が作成し、ご自身が運営するホームページで公開している動画です。
<http://www.tobacco-control.jp/SHS-CD-Bless.mov>
喫煙を終えたばかりの人が、肺の中に残留しているタバコ煙を、呼吸と共に少しずつ吐き出し続ける様子を、撮影したものです。
この動画と次の【甲57号証】の動画でタバコ煙が緑色をしているのは、カメラでは肉眼で見る場合とは異なり、そのままではタバコ煙を撮影することが難しいため、タバコ煙に緑色のレーザー光線を当てているからです。
被控訴人らが、新幹線列車内に喫煙ルームを設置し、乗客にそこでの喫煙を認め続ける限り、客室では喫煙者の席の周囲で、三次喫煙を含む受動喫煙が必ず発生し続けることの証拠として提出します。

甲57号証

標目 : 喫煙室から退出する際のタバコ煙の漏れ(写し)
作成日 : 2012(平成24)年2月9日(動画ファイルのプロパティによる)
作成者 : 大和浩
立証趣旨 : 【甲56号証】と同様、大和浩教授のホームページで公開している動画です。
<http://www.tobacco-control.jp/SHS-CD-Leak-.mov>
人が排煙設備を整えた喫煙室から退室するとき、喫煙室の中で焚いたタバコ煙が、退出する人に引きずられるように喫煙室から漏れ出る様子を撮影しています。
【甲51号証】と同様、被控訴人らが、車両基地で、無人の(喫煙ルームへの人の出入りが全く無い)列車内で測定したデータを根拠として、新幹線列車内の喫煙ルームは健康増進法第33条で定める設置要件を満たしているから適法である旨を主張していることと、原判決がこうした被控訴人らの主張を認めていることとが、いずれも科学的に間違った不当なものであることの証拠として提出します。

甲58号証

標目 : N700S 喫煙ルームでの気流の乱れ(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月5日(木曜日)

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 人が新幹線列車内の喫煙ルームから退出する際、喫煙ルームの中から外へと向かう気流が発生することを、紙吹雪で可視化するために行った実験の動画です。

この動画は2021(令和3)年8月5日の「こだま703号」が三河安城駅で通過列車待ち合わせの停車中に、15号車の喫煙ルームで撮影しました。撮影内容は、以下のとおりです。

実験を行った列車名(こだま703号)と車両・号車番号の表示

(隣接する14号車の車両番号が「746-206」であることから、被控訴人JR東海が保有する「J6編成」だと特定できます。J6編成は2020(令和2)年に日立で製造)

実験前には喫煙ルーム周辺の床が散乱物の無い綺麗な状態であること

撮影者(控訴人)が喫煙ルームに入る

喫煙ルームの扉が閉まったのを確認してから紙吹雪を取り出し、頭上から撒く

紙吹雪を撒いたら喫煙ルームから退出する

喫煙ルームの扉が閉まった後、喫煙ルームの外(通路)の床に紙吹雪が落ちている様子

喫煙ルームの中だけでなく外(通路)の床にも紙吹雪が落ちているのは、人が喫煙ルームから退出する際、退出する人の体に引きずられるようにして、喫煙ルームの中から外へと向かう気流が発生していたことの動かぬ証拠です。新幹線列車内の喫煙ルームが、健康増進法第33条が定めた喫煙室の設置要件のうち「扉を開放した状態の開口面において喫煙専用室内に向かう気流0.2メートル毎秒以上が確保されていること」を満たしていない、不適法な(違法な)施設であることの証拠として提出します。

なお撮影終了後には紙吹雪を回収し、他の乗客や清掃作業員に迷惑がかからないよう配慮しています。

甲59号証

標目 : N700系8両編成 喫煙ルームでの気流の乱れ・その1(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月5日(木曜日)

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 【甲58号証】と同じ実験を、別の車両で行ったときの動画です。

人が喫煙ルームから退出する際に、室内から室外へと向かう気流が発生するのが、特定の車両だけではなく、どの車両でも同じように起きることを示すため、複数の車両で実験を行ったものです。

この動画は2021(令和3)年8月5日の「さくら553号」の新大阪駅発車前に、3号車の喫煙ルームで撮影したものです(隣接する2号車の車両番号は788-7009、被控訴人JR西日本が保有するS9編成で運転。S9編成は2011(平成23)年に日本車輛で製造)

撮影内容と提出する目的も【甲58号証】と同じです。

甲60号証

標目 : N700系8両編成 喫煙ルームでの気流の乱れ・その2(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月7日(土曜日)

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 【甲58号証】と同じ実験を、別の車両で行ったときの動画です。

この動画は、2021(令和3)年8月7日の「つばめ307号」の博多駅発車前に、3号車の喫煙ルームで撮影したものです(隣接する2号車の車両番号は788-7003、被控訴人JR西日本が保有するS3編成で運転。S3編成は2010(平成22)年に日本車輛で製造)。撮影内容と提出する目的も【甲58号証】と同じです。

甲61号証

標目 : 500系 喫煙ルームでの気流の乱れ・その1(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月5日(木曜日)

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 【甲58号証】と同じ実験を、別の車両で行ったときの動画です。

この動画は、2021(令和3)年8月5日の「こだま851号」が三原駅で通過列車待ち合わせの停車中に、3号車の喫煙ルームで撮影したものです(隣接する2号車の車両番号は526-7004、被控訴人JR西日本が保有するV2編成で運転。V2編成の3号車は1997(平成9)年に製造、2009年にJR西日本博多総合車両所にて喫煙ルーム設置改造を実施)。撮影内容と提出する目的も【甲58号証】と同じです。ただし500系の行先表示器には列車名(号数)を表示する機能が無いため、【甲58号証】の項目で記したうちの では列車種別(こだま)と行先のみを撮影しています。

甲62号証

標目 : 500系 喫煙ルームでの気流の乱れ・その2(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月7日(土曜日)

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 【甲58号証】と同じ実験を、別の車両で行ったときの動画です。

この動画は、2021(令和3)年8月7日の「こだま840号」が新尾道駅で通過列車待ち合わせの停車中に、3号車の喫煙ルームで撮影したものです(隣接する2号車の車両番号は526-7004、【甲61号証】と同じV2編成で運転)。撮影内容と提出する目的も【甲61号証】と同じです。

甲63号証

標目 : 500系 喫煙ルームでの気流の乱れ・その3 (写し)

作成日 : 2021 (令和3) 年8月7日 (土曜日)

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 【甲58号証】と同じ実験を、別の車両で行ったときの動画です。

この動画は、2021 (令和3) 年8月7日の「こだま840号」が新倉敷駅で通過列車待ち合わせの停車中に、3号車の喫煙ルームで撮影したものです (隣接する2号車の車両番号は526-7004、【甲61号証】と同じV2編成で運転)。

撮影内容と提出する目的も【甲61号証】と同じです。

参考 : 【甲56~63号証】の収録時間

甲56号証 : 1分03秒

甲57号証 : 0分32秒

甲58号証 : 0分43秒

甲59号証 : 0分44秒

甲60号証 : 0分44秒

甲61号証 : 0分47秒

甲62号証 : 1分06秒

甲63号証 : 0分56秒

合計 : 6分35秒

【甲58~63号証】を再生 (視聴) する際はくれぐれ也大音量にご注意ください。

以上